

〔論 文〕

# 日本サッカーにおける仲介人制度の現状と課題

——FIFA 選手代理人制度から仲介人制度への移行に着目して——

服 部 健 二

## I はじめに

サッカーというスポーツは世界で最も人気があるスポーツと言われており、国際サッカー連盟（以下、FIFA）に加盟している211<sup>1)</sup>という国と地域は、国連に加盟している国や地域も上回っている。4年に1度行われるFIFAワールドカップは世界最大のイベントと言われており、オリンピック競技会以上に世界的な大会と言われている。

FIFAワールドカップだけでなく、各国ごとにリーグ戦やカップ戦が行われており、当然ながらその中心となるのが選手である。選手はそれぞれのクラブや各国代表チームでプレーをするが、シーズンオフになると次シーズンに向けた契約条件の交渉を行い、選手によっては契約条件や競技レベルなどの環境の変化を求め移籍をすることがある。しかしながら、選手はサッカーという競技をプレーすることの専門家であるため、選手自身がクラブとの契約交渉や移籍先クラブとの移籍交渉は困難である。過去にはその契約交渉や移籍交渉を介在し、選手を手助けする存在としてFIFA Players Agent（以下、FIFA選手代理人）制度が存在していた。FIFA選手代理人は各国協会が実施する資格試験を受験し、合格した者が各国協会の管理のもとに登録され、選手とクラブの交渉業務や国内外の選手の移籍先クラブとの交渉業務などを担ってきた。2013年11月現在には日本サッカー協会（以下、JFA）のFIFA選手代理人として33名<sup>2)</sup>登録されていた。2007年の世界のFIFA選手代理人の人数が3,822名<sup>3)</sup>となっていることを考えると日本のFIFA選手代理人は多いとは言えなかった。

しかしながら、このFIFA選手代理人制度は抜け道があり、有資格者でなくても実際には代理業務を行うことが出来るため、個人的な人間関係などを利用して移籍の斡旋を行って報酬を得ていたケースがあった。このような問題の解決は大変困難で、FIFAや各国のサッカー協会（以下、FA）が管理しきれなくなり制度の形骸化が進んだ。そこでFIFAは2014年6月11日に開催された総会において、現行のFIFA選手代理人規則を廃止し、2015年2月末日をもって現行の制度を終了させること、さらに、新たに制定された「FIFA仲介人との協働に関する規則（Regulations on working with intermediaries）」（以下、FIFA仲介人規則）に基づく新しい制度を導入することを決定した。FIFAのこの決定を受け、JFAでは、選手代理人制度と新しい仲介人制度の日本国内での取り扱いに関して検討を重ね、2014年10月9日に開催した第10回理事会において、選手代理人制度の廃止と「仲介人との協働に関する規則」を制定することが決定し、翌年の2015年4月1日から仲介人制度の運用が開始された。

これまでのFIFA選手代理人制度では、交渉の中でトラブルがあった場合はFIFA選手代理人が登録された各国FAから選手代理人が直接罰せられるケースが見られたが、この仲介人制度では、選手やクラブにより強い責任と義務が課され、仲介人が各種のルールに違反した場合は、その仲介人に懲罰が課されることはもちろん、選手やクラブも連帯責任を負い、選手やクラブにも懲罰が課される。このことはFIFA選手代理人制度から仲介人制度に移行したことにより、より選手やクラブの自己責任が重く

なったと言える。

現在、世界のサッカー界はもとより、日本でも仲介人が介在し多くの移籍が行われている。仲介人登録人数も年々増加し、2021年9月28日現在、230名<sup>4)</sup>の仲介人が登録されている。

日本人選手が欧州を中心とした海外でのプレーが増えていくことで、日本サッカー自体の強化にもつながっており、その国際移籍に介在する仲介人の役割は極めて重要であると考えられる。さらに国内リーグのJリーグにおいても移籍がより活発化し、競争の激しいリーグになることは自国のレベルアップにとって重要である。選手とクラブ、あるいはクラブとクラブの間に立ち、選手を効果的に活躍させ、業界全体を活性化させるためには、仲介人の存在が不可欠になってくる。

そこで本研究では、過去に運用されていたFIFA選手代理人制度と新しく運用された仲介人制度の概要を整理する。そしてJFAが公開している資料を基に仲介人制度の現状を明らかにし、今後の制度運用についての課題について検討することを目的とする。

## II 先行研究

これまでアメリカのスポーツエージェントに関する研究は数多くなされているが、サッカー選手の代理人、エージェントに関するものは多くなく、さらにFIFA選手代理人に特化した研究は十分になされていない。しかし、FIFA選手代理人に関わる研究としては、馬淵(2008)の「FIFA選手代理人に関する研究」がある。FIFAが定める“FIFA選手代理人規則”を手掛かりにサッカーにおけるFIFA選手代理人の法的地位を分析し、日本におけるFIFA選手代理人の現状及び今後の方向性について提言している。代理人制度の比較からFIFA選手代理人を扱った研究として阿部(2000)の『日本における選手代理人の実態と課題』考察の視点にて国内を主な活動の場とする選手代理人およびその関係者を対象に提供するメニューパッケージの有無、代理手数料の形態、各業務におけるプロセス、主業務以外のビジネスサポート等の調査を行い、日本における代理人の活動実態を把握し、日本のプロスポーツ界における代理人のあるべき立場と機能を提案した。また、対象は違うが同様に選手代理人に関する研究として石堂(2015)「アメリカにおけるスポーツ代理人規制—エージェント規制に関するメジャーリーグ選手会(MLBPA)規則を中心として」ではメジャーリーグベースボール選手会によるエージェント規制を紹介しながら、スポーツ代理人として何が求められているのか考察するものである。これらの先行研究はFIFA選手代理人制度に関わる研究や他スポーツの研究であり、現在のサッカー界で施行されている選手仲介人制度について特化した研究は見られなかった。

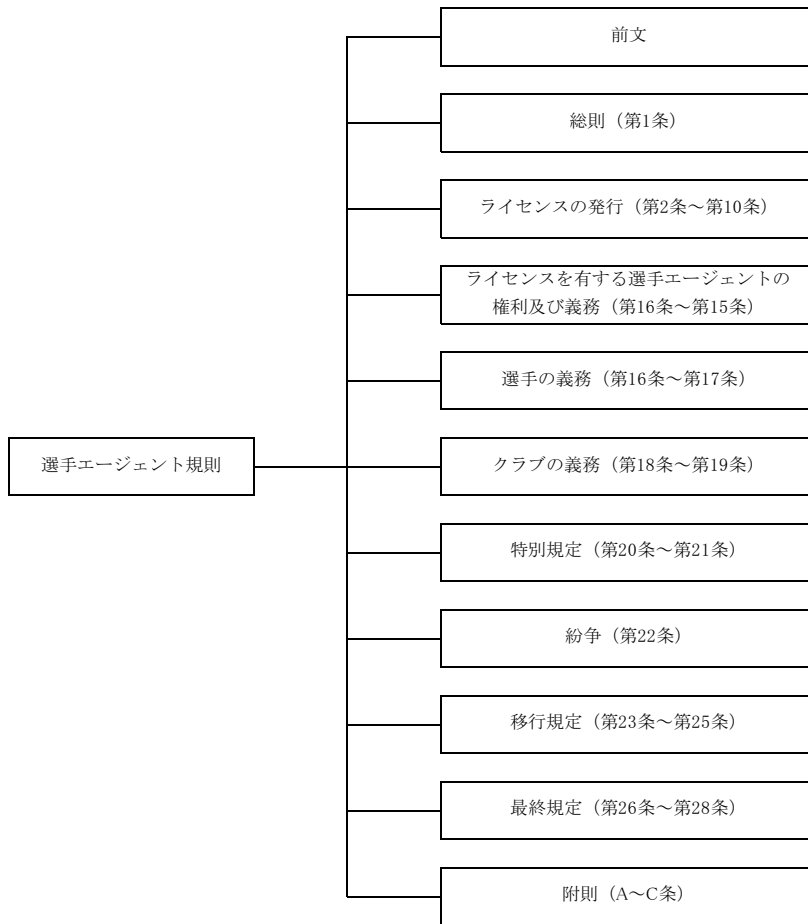
## III 過去の選手代理人制度/FIFA選手代理人制度<sup>5)</sup>

### 1. FIFA選手代理人規則及び日本におけるFIFA選手代理人に関する規定

FIFA選手代理人規則によると、各国国内団体は、FIFA選手代理人規則をガイドラインとして当該団体独自のFIFA選手代理人に関する規則を作成しなければならないと定められていたが、日本においては、独自の選手代理人規則の制定がなされていなかった。日本におけるFIFA選手代理人に関する条項は、JFA基本規程及びJリーグ規約の一部においてのみ規定されているに留まる程度であった。

### 2. FIFA選手代理人規則の概要

FIFA選手代理人規則は、2000年12月10日にローマで開催されたFIFAの総会で承認され、翌年3月1日に施行された。本規則は、前文に加え全9章28の条文及び3つの附則から構成され(図1参照)、



出所) 馬淵 (2008) FIFA 選手代理人に関する研究を基に筆者作成

図 1 FIFA 選手代理人規則の構成

FIFA に加盟する全ての各国国内団体に所属する FIFA 選手代理人の職業を規律するものであった。

### 3. JFA 及び Jリーグにおける FIFA 選手代理人に関する規定

当時の JFA 基本規程は、平成 18 年 7 月 30 日に第 19 次の改正が行われたもので、本規程第 4 章登録第 1 節総則第 80 条 [代理人等] に FIFA 選手代理人に関する条項が記載されていた。同条によれば、「加盟チームおよび選手は、選手契約に関し、弁護士、FIFA 規程に則り FIFA 加盟国協会が認定するプレーヤーエージェント以外の者を代理人、仲介人等の名称のいかんにかかわらず、かつ、直接であると間接であることを問わず、一切関与させてはならない。」と規定されていた。また、Jリーグにおける FIFA 選手代理人に関する条項は、平成 19 年 2 月 20 日に第 14 次の改正がなされ、Jリーグ規約に明記されていた。本規約では、第 5 章選手第 95 条 [代理人等] において、「Jクラブと選手との契約に関し、弁護士、FIFA 加盟国協会が認定する FIFA 選手代理人以外の者は、代理人、仲介人等の名称のいかんにかかわらず、かつ、直接であると間接であることを問わず、一切関与してはならない。」と規定されていた。

#### 4. FIFA 選手代理人の資格

##### 4-1 FIFA 選手代理人としての活動が許可される者の要件

FIFA 選手代理人規則第 1 条に FIFA 選手代理人又は FIFA 選手代理人と同様の活動が許可される者の要件について、以下のように規定されていた。

- ・選手及びクラブには、他の選手又はクラブとの交渉において選手代理人の役務を依頼することが許されている。ただし、その場合には、選手代理人は、関係する団体によって当人に発行されたライセンスを所持していなければならない。選手代理人は、自然人であり、以下に掲げる条項に従って、有償でかつ正規に雇用のために選手をクラブに紹介し、又は移籍契約を締結するために 2 つのクラブの間で、一方のクラブから他方のクラブに紹介をする。
- ・選手及びクラブは、ライセンスを所持していない選手代理人の役務を利用することを禁じられる。
- ・前記第 2 項に定める措置は、選手の代わりに活動している代理人が、選手本人の両親、兄弟又は配偶者である場合、もしくは、選手又はクラブの代わりに活動している代理人が、当該代理人が居住している国において効力を有する規則に従って弁護士として業務を行うことが法的に認められている場合には適用されない。

##### 4-2 日本における選手代理人試験を受験するための要件

日本で選手代理人試験を受験するためには、以下の 6 つの資格の全てを満たさなければならないと、2007 年 9 月 27 日に JFA により実施された選手代理人試験のための応募要項に規定されていた。

- ①サッカー界のルールおよび諸事情を熟知し、サッカー界の発展への寄与が期待できる者であること。
- ②日本に 2 年以上定住している個人であること。
- ③犯罪歴を有していないこと。
- ④FIFA、各大陸連盟、JFA (日本サッカー協会)、Jリーグ、Jクラブ又はその関連組織に属しておらず、またそれらにおいて地位を占めていないこと。
- ⑤試験合格後に次の項目を遵守すること。
  - 1) JFA の指定する職業賠償責任保険に加入すること。
  - 2) FIFA Players' Agents Regulations を遵守すること。
  - 3) 職業行動規範に署名し JFA に提出すること。
- ⑥JFA 理事 (会長、副会長、専務理事、特任理事を除く)、都道府県サッカー協会 (署名者は会長に限る)、Jクラブ (署名者は代表権を有する者に限る) のいずれかの推薦を受けていること。ただし、2003 年 9 月以降に行われた JFA 認定選手エージェント試験の受験者は、推薦を受ける必要ない。

##### 4-3 FIFA 選手代理人ライセンス

FIFA 選手代理人規則第 5 条及び附則 A に、FIFA 選手代理人としての活動が許可されるライセンスの発行を受けるための条項が以下のように規定されていた。

- ・国内団体は、1 年に 2 度の筆記試験を開催しなければならない。
- ・この試験は、世界中で同一日に行われなければならない。このため FIFA は、各暦年の始めに 3 月及び 9 月の指定日を定め、そのことを国内団体に通知しなければならない。
- ・国内団体は、所定の期間内に試験の手はずを整え、志願者に対してそのための適切な通知を行う責任がある。
- ・試験の手続きについての基本的な期間及び条件は、本規則の附則 A において定める。

- ・国内団体は、試験を実施するための費用を補うために適切な手数料を請求することができる。
- ・試験は、多項式選択テストが実施されなければならない。志願者は、FIFAによって定められている最低点を獲得した場合に試験に合格したとみなされる。
- ・各志願者は、次の課題で試験され得る。
  - a) フットボールに関する現行の諸規則、特に移籍に関する(FIFA、連盟及び志願者が試験を受ける国の国内団体の定款ならびに規則)に精通していることに加えて、
  - b) 民法(個人の権利の基本原則)及び債権・債務に関する法(契約法)に精通していること。
- ・各試験は、15問の国際規則および5問の国内規則の20問が含まれ得る。
- ・各国内団体は、国内の課題より独自の問題を作成することができるが、FIFAは、自身の定款及び規則より問題を作成し、使用される試験用紙を国内団体へ送付する。
- ・FIFAは、試験に合格するために必要とされる最低点を定めなければならない。問題の難易度の程度によって、1点から3点の間で与えられる。
- ・国内団体は、志願者が試験を受ける前に志願者へ獲得しなければならない最低点を通知しなければならない。
- ・試験用紙は、試験後直ちに採点されなければならない。志願者は、結果を通知されなければならない。
- ・最低点を獲得することができない志願者は、直ちに再受験の再申請をすることができる。
- ・志願者が2回目の挑戦後に最低点を獲得することができない場合には、志願者は、次回から2回の試験日が経過するまで試験を再受験することができない。その後ようやく志願者は、3回目の試験を受ける申請をすることができる。なお、その場合において志願者は、国内団体によって試験されるかFIFAによって試験されるかを選択することができる。
- ・3回目の挑戦後に最低点を獲得することができないいかなる志願者も、以後2年間再び受験することができない。

#### 4-4 JFAにて実施されたFIFA選手代理人試験の内容

試験内容は筆記試験となっており、以下の内容が出題対象となっていた。

- ・FIFA Statutes [FIFA 定款]
- ・Regulations Governing the Application of the FIFA Statutes [FIFA 定款に関する適用規則]
- ・FIFA Regulations for the Status and Transfer of Players [選手の地位及び移籍に関するFIFA規則]
- ・FIFA Players' Agents Regulations [FIFA 選手代理人規則]
- ・Rules Governing the Procedures of the Players' Status Committee and the Dispute Resolution Chamber [選手資格委員会及び紛争解決室に関する手続き規則] 及びCirculars [回覧書]
- ・JFA 基本規程, Jリーグ規約ならびに関連する民法及び商法等

## IV 現代の選手代理人制度 / 仲介人制度

### 1. FIFA 仲介人規則及び日本におけるFIFA 仲介人に関する規定<sup>6)</sup>

2014年6月11日に開催されたFIFA総会において、FIFAは、現行のFIFA選手エージェント規則を廃止し、2015年3月末日をもって現行のライセンス制度を終了させた。さらに、新たに制定された「FIFA 仲介人との協働に関する規則(Regulations on working with intermediaries)」(以下、FIFA 仲介人規則)に基づく新しい制度(仲介人制度)を導入することを正式に決定した。FIFAのこの決定を受け、JFAでは、現行選手代理人制度と新しい仲介人制度の日本国内での取り扱いに関して慎重に検討を重

ね、2014年10月9日に開催した第10回理事会において、以下の通り決定した。

#### 1-1 現行制度について

FIFA選手エージェント規則の廃止に伴い、JFAの選手エージェント規則は2015年3月末日をもって廃止される。これに伴い、認定選手エージェントのライセンスは同日をもって効力を失う。

#### 1-2 新しい制度について

FIFA仲介人規則に基づき、JFAは、来年(2015年)3月までに日本国内における「仲介人規則」を策定することになる。これに関し、JFAは以下の基本方針に従ってJFAの「仲介人との協働に関する規則」を制定することを決定した。

##### 1-2-1 日本における仲介人規則の方針

- ・原則として、FIFA仲介人規則の通りの国内規則を策定する。
- ・日本国内において独自に仲介人の資格を認定する制度は設けない。あくまで、FIFA仲介人規則に沿って、選手(またはクラブ)が仲介人をJFAに登録する制度とする。
- ・仲介人の登録に関する制度とそれに係る手続きを整備する。
- ・反社会的勢力等が仲介人となることを防ぐ仕組みを整備する。
- ・その他取引の安全性やマーケットの透明性を保つための追加的な仕組みを検討する。

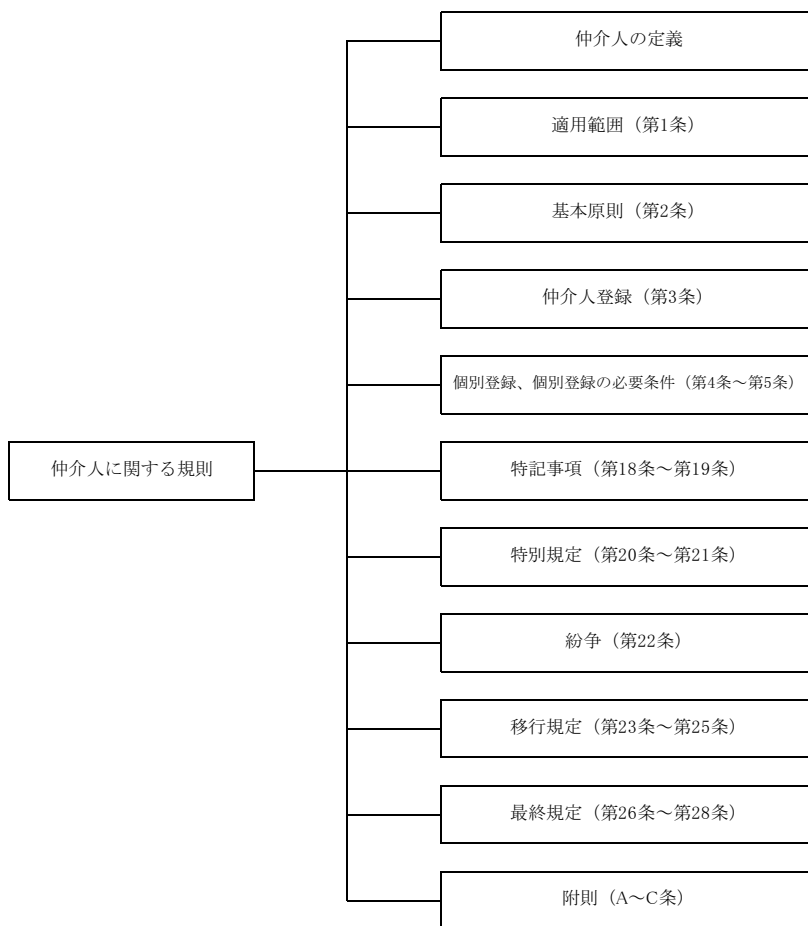
##### 1-2-2 その他確認事項

- ・新しい規則は2015年4月1日から有効となる。2015年3月末日までは、あくまでも現行制度が有効となり、現行制度が許容する者(認定選手エージェント、弁護士等)以外の者と代理契約を締結することはできない。
- ・選手(またはクラブ)が現在、認定選手エージェント(または弁護士)と締結している代理契約の契約期間が新制度の施行日(2015年4月1日)をまたぐものであった場合、その契約は新制度へ移行した後もその合意した契約期間に関して有効なものとなる。ただし、この場合、当該選手(またはクラブ)は、新制度へ移行後速やかに、当該選手エージェント(または弁護士)を仲介人としてJFAに登録する義務を負うことになる。

## 2. 日本における仲介人規則

2015年3月12日に行われたJFAの2015年度第3回理事会にて、仲介人に関する規則<sup>7)</sup>の制定が承認された。これに伴い、これまでの選手エージェント制度は同年3月31日をもって廃止され、4月1日から本規則に基づく新たな制度が開始された。仲介人としての活動を希望する場合や、クラブや選手が仲介人の役務を利用する場合は、本規則に基づく厳格な各種手続きが必要となった。新しい制度では、取引の透明性担保の観点から、仲介人の役務を利用する者に対して、より強い責任と義務が課されることになった。

仲介人に関する規則は[仲介人の定義]と第15条からなり(図2参照)、第1条[適用範囲]、第2条[基本原則]、第3条[仲介人登録]、第4条[個別登録]、第5条[個別登録の必要条件]、第6条[特記事項]、第7条[仲介人契約]、第8条[開示と公表]、第9条[仲介人に対する支払]、第10条[利益相反]、第11条[禁止事項]、第12条[監督等との代理契約等に関する特別規定]、第13条[懲罰]、第14条[改正]、第15条[施行]という構成になっている。



出所) 仲介人規則を基に筆者作成

図2 仲介人規則の構成

### 3. 日本における仲介人登録

仲介人として活動できる条項として[仲介人の定義], 第3条[仲介人登録]により以下のように規定されている。FIFA選手代理人制度との一番の相違点は試験によるライセンスの取得が不要で, 申請に必要な条件を満たしていれば必要書類の提出とJFAとの面接のみで登録が可能となる。

- ・有償又は無償の如何にかかわらず, クラブとの選手契約の締結を目的として選手若しくはクラブのために交渉する, 又は, 移籍合意を目的としてクラブのために交渉する自然人であり, 第3条に基づき本協会に仲介人として登録された者をいう。なお, 仲介人は本人のための法律行為を代理する権限を有するものではなく, 仲介人の法律行為は, 本人に帰属しないものとする。
- ・仲介人となろうとする者は, 本協会が定める仲介人宣誓書及び登録申請書に記入及び署名し, 本協会に提出し, 仲介人として登録されなければならない。
- ・仲介人になろうとする者が法人(その他団体を含む)の業務として仲介人の活動を行う場合(雇用契約, 委託契約等を問わない), 同人の登録と同時に, 当該法人(以下, 「所属する法人」という。)は本

協会に登録しなければならない。当該法人は同人の仲介人活動を管理監督する義務を負う。

- ・ 仲介人は、原則として、選手又はクラブとの仲介人契約の締結に先立ち、仲介人登録されなければならない。
- ・ 仲介人登録の有効期間は、登録日より当該年度の末日（3月31日）までとする。有効期間満了後は、仲介人登録を再度申請し、登録されなければならない。
- ・ 仲介人登録のための手数料は、以下のとおりとする。
  - 初回の登録：一年度あたり10万円（税別）
  - 次年度以降の登録：一年度あたり3万円（税別）

#### 4. 仲介人として登録できない要件

一方、同じく第3条[仲介人登録]の中で、FIFA選手代理人制度と同様に仲介人登録できない要件も規定されており、以下の事項に該当する者は、仲介人制度において仲介人登録することが出来ない。FIFA選手代理人制度と同様にFIFAやJFA関係者を始め、監督やコーチなどのサッカー関係者全般の登録は認められていない。また、FIFA選手代理人制度における募集要項には「犯罪歴を有しない」という項目が規定されていたが、仲介人制度においては「犯罪歴」という抽象的な表現にとどまらず、犯罪の詳細や対象地域も具体的に示している。

- ① FIFA、大陸連盟、本協会、Jリーグ、クラブ、各国協会、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会又は各種の連盟（外国における同様の組織を含む）の役員、職員、各種委員会の委員、審判、監督、コーチ、チームスタッフ又はその他これに類する職務若しくは地位にある者
- ② 禁錮以上の刑に処せられた者
- ③ 外国裁判所において前号に準ずる刑に処せられた者
- ④ 刑罰法規に抵触する行為（過失犯及び交通法令違反を除く）を行なった者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号が規定する暴力団その他暴力的集団の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者
- ⑥ 破壊活動防止法第4条が規定する暴力主義的破壊活動を行った団体又は行なうおそれのある団体の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者
- ⑦ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の対象となる団体の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者
- ⑧ 米国財務省外国資産管理局（OFAC）SDNリスト<sup>8）</sup>、国連統合リスト及びその他政府機関等の制裁リストに掲載がある者
- ⑨ 前各号のほか、選手又はクラブのために交渉する者として相応しくないと本協会が認めた者

#### 5. 個別登録および個別登録の必要条件

仲介人制度では、選手及びクラブが、仲介人との個別の取引をする毎に、本協会に登録しなければならない。第4条[個別登録]および第5条[個別登録の必要条件]として以下のように規定されている。

- ・ 個別登録は、仲介人登録が完了している場合のみなされるものとする。
- ・ 本規則第1条1項1号に該当する取引に仲介人を利用する選手又はクラブは、当該取引（選手契約）の締結後速やかに、本協会に対し、仲介人宣誓書、当該仲介人との間で締結した仲介人契約書、締結された選手契約書及びその他本協会が指定する文書を提出しなければならない。現在所属するクラブとの選手契約の再交渉に仲介人を利用する選手又はクラブも、同様にこれらの提出義務を負う。
- ・ 本規則第1条1項2号に該当する取引に仲介人を利用するクラブは、当該取引（移籍合意）の締結



後速やかに、本協会に対し、仲介人宣誓書、当該仲介人との間で締結した仲介人契約書、締結された移籍合意書及びその他本協会が指定する文書を提出しなければならない。

- ・本条に定める選手及びクラブによる個別登録は、取引が生じる毎に行われなければならない。
- ・仲介人は、当該選手又はクラブに代わり本条に定める個別登録に関する手続きを行うことができる。
- ・本条に定める個別登録に関する手続きは、本協会が別途定める「仲介人の登録に関する運用基準」に従うものとする。(個別登録の必要条件)
- ・本協会は選手及びクラブから第3条に基づく関連書類の提出を受けた場合において、当該仲介人が第3条4項各号に該当しないことを確認できた場合のみ個別登録を認めるものとする。
- ・前項の目的のため、選手及びクラブは、仲介人が第3条4項各号のいずれにも該当しないことを本協会に対して証明する義務を負う。
- ・選手及びクラブは、当該仲介人をして本協会が定める仲介人宣誓書に署名させ、これを本協会に提出しなければならない。仲介人宣誓書の内容に虚偽があった場合、選手及びクラブは、当該仲介人と連帯して責任を負うものとし、第13条に従う懲罰の対象となる。
- ・選手及びクラブは、仲介人と締結した仲介人契約書を、個別登録をする際に本協会に預託しなければならない。

#### 6. 仲介人契約における契約期間と支払い

仲介人契約は第7条〔仲介人契約〕の中で規定されており、仲介人が仲介行為を開始する前に仲介人契約において明示されるものである。仲介人契約書には最低限の事項として、契約当事者の氏名または名称、役務の範囲、契約期間、仲介人に支払われる報酬、支払い条件、契約締結日及び契約解除に関する条項ならびに両者の氏名が含まれるものである。

また、契約期間と支払い条件については、以下のように規定されている。契約期間においてはFIFA選手代理人制度と同様の期間が定められており、さらに契約延長に関しても自動更新が禁止されている。支払いに関しては前制度での報酬に関しての具体的な言及がなされていなかったが、仲介人制度では具体的な金額(割合)が定められている。馬淵(2008)は「年俸に関する規定は、最も重要と考えられる報酬の上限が規定されていないために、FIFA選手代理人が、かかる業務活動に対して相当以上の報酬の支払いを求めることが想定される。よって、早急にFIFA選手代理人の報酬の上限に関する規定を取りまとめることが必要であると考えられる。」と前制度の支払いについての問題点に言及していた。

- ・仲介人契約の契約期間は、最長で2年間とする。なお、仲介人契約において、契約期間が自動的に更新又は延長される条項を定めることはできない。
- ・仲介人を利用する選手は、当該仲介人が締結に関与した選手契約の基本報酬額に基づいて計算した報酬を支払うものとする。
- ・仲介人に支払うべき報酬に関する推奨事項として以下を定める。
  - (1) 選手が、当該選手のためにクラブとの選手契約の交渉をした仲介人へ支払うべき報酬の総額は、取引(選手契約の締結)1件あたりについて、当該選手契約の契約期間における基本報酬総額の3%を超えてはならない。
  - (2) クラブが、当該クラブのために選手との選手契約の交渉をした仲介人に支払うべき報酬の総額は、取引(選手契約の締結)1件あたりについて、当該選手契約の契約期間における基本報酬総額の3%を超えてはならない。
  - (3) クラブが、当該クラブのために移籍合意の交渉をした仲介人に支払うべき報酬額の総額は、取引(移籍合意)1件あたりについて、当該移籍に関して支払われた移籍補償金の3%を超え

てはならない。

- ・クラブは、移籍補償金<sup>9)</sup>、トレーニング補償金<sup>10)</sup>及びFIFAの規則に定めるトレーニング補償金(Training Compensation)<sup>11)</sup>並びに連帯貢献金(Solidarity Contribution)<sup>12)</sup>等の選手の移籍に伴い生じる各種補償金について、仲介人に対して支払ってはならず、また、これらの支払いを仲介人に行わせてはならない。さらに、クラブは、移籍補償金又は選手の将来の移籍価値に関する何らかの権利又は権益を仲介人に保有させてはならず、かつ、仲介人に対して、あらゆる債権の譲渡をしてはならない。
- ・仲介人に対する報酬の支払いは、当該仲介人の依頼人(クラブ又は選手)から当該仲介人に対して行われるものとし、依頼人以外の者による仲介人への報酬の支払は、いかなる場合であっても禁止されるものとする。
- ・FIFA、大陸連盟、本協会、Jリーグ、クラブ、各国協会、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会又は各種の連盟の役員、職員、各種委員会の委員、審判、監督、コーチ、チームスタッフ又はその他これに類する職務若しくは地位にある者は、取引に関して選手又はクラブから仲介人に支払われた報酬の一部又は全部を仲介人から受領してはならない。これに違反した個人には懲罰が科される。
- ・選手又はクラブは、取引に際して仲介人を利用した選手が18歳未満である場合、仲介人に対して報酬を支払ってはならない。

## 7. 利益相反

選手、クラブ及び仲介人の業務の中での利益相反について、第10条にて以下のように具体的に言及している。FIFA選手代理人制度ではFIFA選手代理人規則第12条及び第14条にて利益相反の観点から双方代理を強く禁止する条項が定められていたが、仲介人制度ではより具体的な事例を挙げ規定されている。

- ・選手及びクラブは、仲介人の利用に先立ち、選手、クラブ及び仲介人のいずれについても利益相反の関係が存在しないことを確認するよう合理的に努力しなければならない。
- ・仲介人は、選手又はクラブの事前の承諾がある場合であっても、同一の取引について、取引の相手方の仲介人となることはできない。
- ・仲介人は、選手又はクラブの事前の許諾がある場合であっても、仲介人と同一の法人に属する他の者が仲介人として関わる取引について、取引の相手方の仲介人となることはできない。
- ・仲介人及び同人が所属する法人は、クラブ、Jリーグ、本協会、各国協会、大陸連盟又はFIFAとの間に、直接間接を問わず、利益相反につながるおそれのある契約を締結してはならない。仲介人及び同人が所属する法人は、その活動において、選手及びクラブに対し、Jリーグ、本協会、各国協会、大陸連盟又はFIFAとの間に何らかの契約関係が存在することを直接又は間接を問わず示唆してはならない。
- ・仲介人及び同人が所属する法人は、直接間接を問わず、クラブの権益(株主権を含むがこれに限られない。以下同様。)の全部又は一部を保有してはならない。
- ・選手、クラブ、クラブ役職員及び監督は、直接間接を問わず、仲介人が所属する法人の権益の全部又は一部を保有してはならない。
- ・仲介人及び同人が所属する法人は、直接間接を問わず、取引(選手契約又は移籍合意)に関して、依頼人以外の選手若しくはクラブ、クラブ役職員又は監督に対して、何らかの権益、経済的利益、サービス又は優遇の取扱い(以下、「利益」と総称する。)を与えてはならず、かつ、そのような申し出を行ってはならない。依頼人以外の選手若しくはクラブ、クラブ役職員又は監督は、これらの申し

出を受諾してはならず、かつ、これらの利益を享受してはならない。

- ・ 仲介人及び同人が所属する法人は、直接間接を問わず、選手の登録又は移籍に関する権利及び選手の経済的権利（選手の将来の移籍によって発生する移籍補償金に関する権利及び選手の肖像の利用に関する権利を含むがこれに限られない。）を保有してはならない。
- ・ 前4項における「間接」とは、禁止対象とされている者による直接の行為ではなく、同人の配偶者、子、親、兄弟姉妹又は同人若しくは同人が所属する法人が権益の一部若しくは全部を有する他の法人が、禁止対象の行為をすることを意味する。

## 8. 監督等との代理契約等に関する特別規定

仲介人制度では監督等の代理契約に関する規定も第12条に以下のように定められている。FIFA選手代理人制度では対象者を選手と限定していたため、監督等が対象となっていなかった。これまでも監督等の代理人による代理行為は行われていたが、登録の義務がなかったため、実際に代理人による活動が不透明であった。仲介人制度により監督等が規定されることで仲介人による代理行為の対象や内容をより明確にすることを目的としていると考えられる。

- ・ クラブ（日本又は外国の全てのカテゴリーの代表チームを含む。）の監督、コーチ又は役員（以下、「監督等」という。）が仲介人又は同人が所属する法人と代理契約、マネジメント契約又はその他の契約を締結し、又は既に締結している場合、当該監督等及び仲介人は、本協会に対し、速やかに当該契約関係を報告しなければならない。
- ・ 仲介人、同人と同一の法人に属する他の仲介人又は同人が所属する法人が、クラブの監督等と何らかの契約を締結している場合、当該仲介人は、選手のためにする同クラブとの契約交渉において、当該契約の存在を理由に、不当な影響力を行使してはならず、又は、選手に対し、当該契約の存在を理由に同人との仲介人契約の締結を誘引してはならない。

## V 日本サッカーの仲介人の現状

### 1. 仲介人の業務

仲介人の業務として、仲介人の規則第2条[適用範囲]の中で以下のように定められている。

- ・ 選手と本協会に加盟するクラブ間の選手契約の締結
- ・ 二つのクラブ間の移籍合意

「選手とクラブ間の選手契約の締結」については、選手や監督等からの依頼を受託し契約する選手、監督等側の業務と、クラブからの依頼を受託し契約するクラブ側の業務がある。「二つのクラブ間の移籍合意」については移籍での獲得を依頼する移籍先クラブからの業務と移籍放出を希望する移籍元クラブからの両者の業務がある。

先行研究では、升本(2001)はスポーツエージェントの業務を「選手契約に関する交渉」、「コマーシャル契約その他選手の副業に関する契約業務」、「収入管理及び投資アドバイス」、「キャリア・プランニング」ならびに「法的及び税務的観点からのアドバイス」という5つの類型に分類しており、さらに高井(2003)は、スポーツエージェント業務を「競技に直結するマネジメント」、「競技周辺のマネジメント」、「選手の個人価値向上のマネジメント」、「選手の著作権利のマネジメント」及び「ライフ・プランマネジメント」という5つの類型に分類している。武藤(2006)は、スポーツエージェントの契約業務における代理範囲を、「年俸契約」、「移籍契約」、「レンタル契約」、「スポンサー契約」及び「出演契約」等の5つの

分類を挙げている。

馬淵(2008)は3人の分類から実務的にFIFA選手代理人が取り扱う業務は、選手の代理人として第3者との間で何らかの契約を締結することを目的とする「契約業務」ならびに選手を様々な角度からサポートすることを目的とする前記契約業務以外の業務、いわゆる「マネジメント業務」の2つに大別できると述べている。

現在の仲介人制度下における業務内容については、仲介人を保有するエージェント会社の株式会社ジャパンスポーツプロモーション<sup>13)</sup>は、業務内容を「選手エージェント業務」と「マネジメント業務」に分類している。さらに株式会社イメージント<sup>14)</sup>は事業内容を「プロサッカー選手・プロサッカーコーチ等のエージェント・コンサルティング等」、「プロアスリートや著名人のマネジメント及びPR等」としている。また、スポーツコンサルティングジャパン株式会社<sup>15)</sup>では「エージェント業務、マネジメント業務、マーケティング業務」としており、FIFA選手代理人制度の業務内容と現在の仲介人制度での業務内容は類似していることが分かった。

## 2. 仲介人の登録数と分類

仲介人に関する規則第3条に基づき、JFAホームページにて仲介人リストを公開している。2015年に開始され6年が経過した現在では、2021年9月28日現在230名の仲介人が登録されている。その内、過去にFIFA選手代理人として登録されていた旧制度資格者と弁護士として登録している人数を表1に示す。JFAが発行していたライセンスを所有していた旧制度資格者は最終的に33名の登録がなされていたため、2021年9月28日現在、3名の旧制度資格者が登録されていないことが分かった。

仲介人リストに記載されている旧制度資格者はあくまでJFAでの登録実績のある仲介人に限られているため、他国サッカー協会にて登録された旧制度資格者は記載されない。2011年11月8日発売のサッカーダイジェストの中で、本リストに登録されている仲介人の内、9名(ブラジルサッカー協会3名、イタリアサッカー協会2名、パラグアイサッカー協会2名、イングランドサッカー協会1名、スペインサッカー協会1名)の仲介人が海外協会認定エージェントとして紹介されている。他にもロベルト佃(2011)は自らの著書にて自らのルーツでもあるパラグアイ協会での資格取得を明らかにしているため、海外で認定されていた仲介人は少なくとも10名は仲介人リストに含まれていることが分かった。その他にも他国サッカー協会の旧制度資格者が存在することは考えられるが、明らかになっている他国サッカー協会旧制度資格者にJFAの旧制度資格者を加えると、40名の旧制度資格者が登録されていたことになる。

また、仲介人が法人(その他団体を含む)の業務として仲介人の活動を行っている法人数とその法人内の所属仲介人を表2として示す。法人として登録し活動を行っている仲介人は192名で、その内2名以上の複数名の仲介人を登録している法人が11社あることが分かった。

仲介人リストにはそれぞれの仲介人の個別の管理番号が示されており、2021年9月28日現在の仲介人リストの最終番号が375となっている。仲介人リストに示されている管理番号は仲介人制度が開始された2015年からの通し番号となっており、このことからこれまで375名の仲介人が登録されたことが分かった。2021年9月28日現在の仲介人登録人数が230名だったことから、過去に仲介人登録を行った仲介人で2021年度に活動をしていない仲介人が145名存在することも分かった。

表 1 登録仲介人 (2021 年度)

2021 年度 登録仲介人	230 名
230 名の内 旧制度資格者 (JFA 認定)	30 名
230 名の内 弁護士資格者	12 名

出所) JFA ホームページの仲介人リストより筆者作成

表 2 法人登録社数 (2021 年度)

2021 年度 法人登録社数	192 名
192 社の内 仲介人を 10 名登録	1 名
192 社の内 仲介人 5 名登録	1 名
192 社の内 仲介人 4 名登録	2 名
192 社の内 仲介人 3 名登録	6 名
192 社の内 仲介人 2 名登録	1 名
192 社の内 仲介人 1 名登録	181 名

出所) JFA ホームページの仲介人リストより筆者作成

### 3. 登録仲介人が関与した取引

JFA 仲介人に関する規則第 8 条 3 項「本協会は毎年 5 月末に、個別登録された仲介人の氏名、各仲介人が関与した個々の取引、選手及びクラブが仲介人に実際に支払ったすべての報酬の合計金額を、本協会の公式ウェブサイトで公表するものとする。なお、公表すべき報酬の合計金額は、本協会に登録されたすべての選手が仲介人に支払った報酬の総額と各クラブが仲介人に支払った報酬のクラブごとの総額とする」に基づき、2015 年度から 2020 年度までの「登録仲介人が関与した選手仲介人としての取引一覧」と「登録選手/加盟クラブが支払った仲介人報酬の合計金額」が記載されている<sup>16)</sup>。

「登録仲介人が関与した選手仲介人としての取引一覧」については選手仲介人としての取引とクラブ仲介人としての取引の取引別に、それぞれの取引数の推移を示し、取引における特性について考察するものとする。

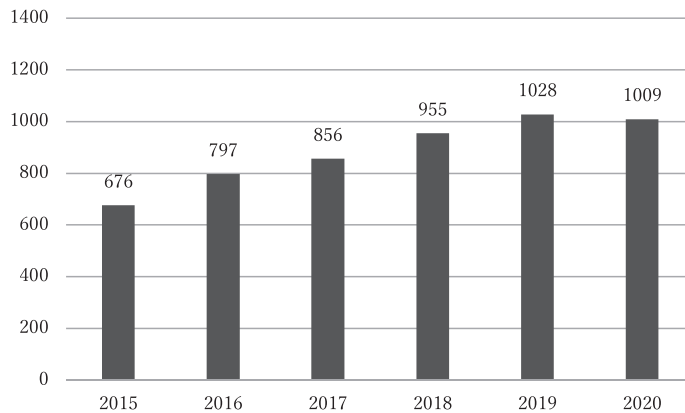
「登録選手/加盟クラブが支払った仲介人報酬の合計金額」についても登録選手が仲介人に支払った仲介人報酬の合計金額と加盟クラブが支払った仲介人報酬金額それぞれの推移を示し、その特徴について考察するものとする。

#### 3-1 登録仲介人が関与した選手仲介人としての取引

JFA のホームページにて、仲介人制度が開始された 2015 年度から登録仲介人が関与した取引一覧が記載されている。仲介人が選手仲介人として取引に関わった件数の推移を図 3 に示した。取引件数は年々増加していたが、2020 年度に減少傾向が見られた。増加傾向が見られた理由としては、クラブ数の増加により (図 4 参照)、登録されている選手数が増加したことが考えられる。また図 5 に取引別の関与した登録仲介人の人数の推移の示す通り、年々関わる仲介人の人数も増加していることも取引数の増加に影響を与えていると推察される。逆に 2020 年度に減少傾向が見られた理由としては新型コロナウイルスの影響があったと考えられる。日経新聞によると「市場全体は新型コロナウイルスなどの影響により不況で、監査法人のデロイトによると五大リーグの移籍金総額は前年比 7 割減と冷え込んだ。」と報じている。さらに日刊スポーツは「スペイン 1 部リーグの今冬の移籍市場が 2 月 1 日に終了したが、予想されていた通り、新型コロナウイルスの影響を大きく受ける結果となった。財政面に大きなダメージを受けてい

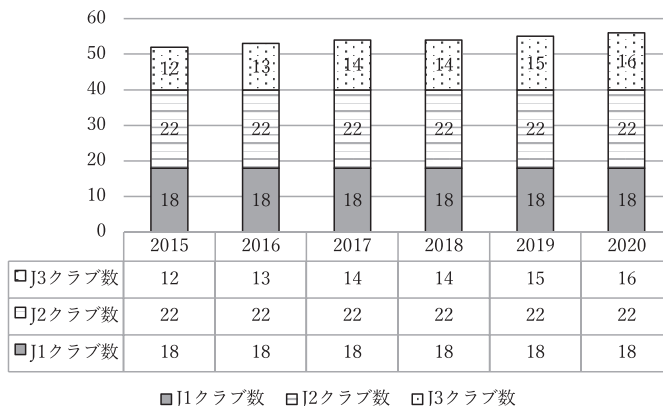
た各クラブの動きは鈍くなり、昨季と比べて収支ともに大幅に減少している」と報じており、全世界的な不況により、日本においても移籍市場が停滞したことが予想される。

2020年度単年では、選手仲介人が関与し取引が行われた件数は図3に示す通り1009件で、この取引に関わった仲介人の人数は図5の通り75名であった。表1が示す2021年度仲介人リストでは旧制度資格者が30名、弁護士が12名登録されていたが、実際に取引に関わった旧制度資格者と弁護士は、旧制度資格者が13名、弁護士は3名であった。仲介人登録はするものの実際に稼働していない旧制度資格者と弁護士が半数以上いることが分かった。



出所) JFA ホームページに公表されている仲介人の取引一覧を基に筆者作成

図3 選手仲介人としての取引件数

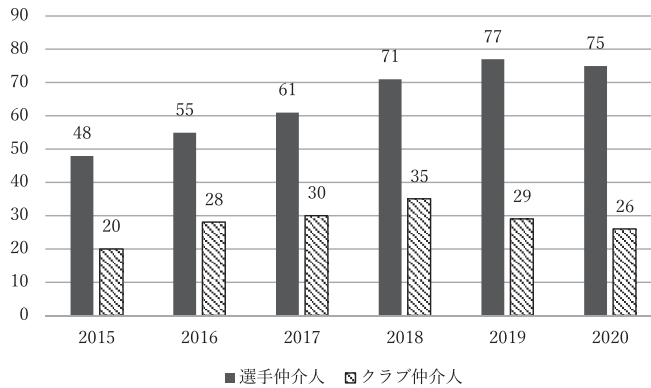


出所) Jリーグホームページを基に筆者作成

図4 Jリーグクラブ数

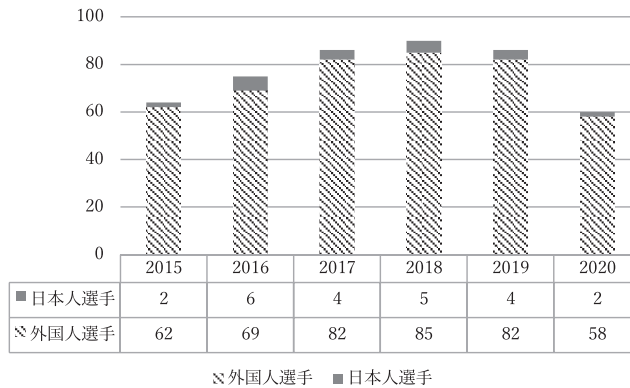
Mar. 2022

日本サッカーにおける仲介人制度の現状と課題



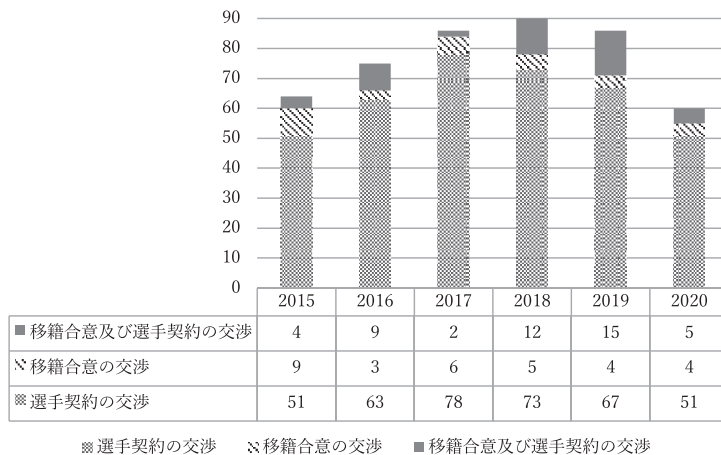
出所) JFA ホームページに公表されている仲介人の取引一覧を基に筆者作成

図5 取引別の関与した登録仲介人の人数の推移



出所) JFA ホームページに公表されている仲介人の取引一覧を基に筆者作成

図6 クラブ仲介人としての取引件数



出所) JFA ホームページに公表されている仲介人の取引一覧を基に筆者作成

図7 クラブからの依頼事項別の件数

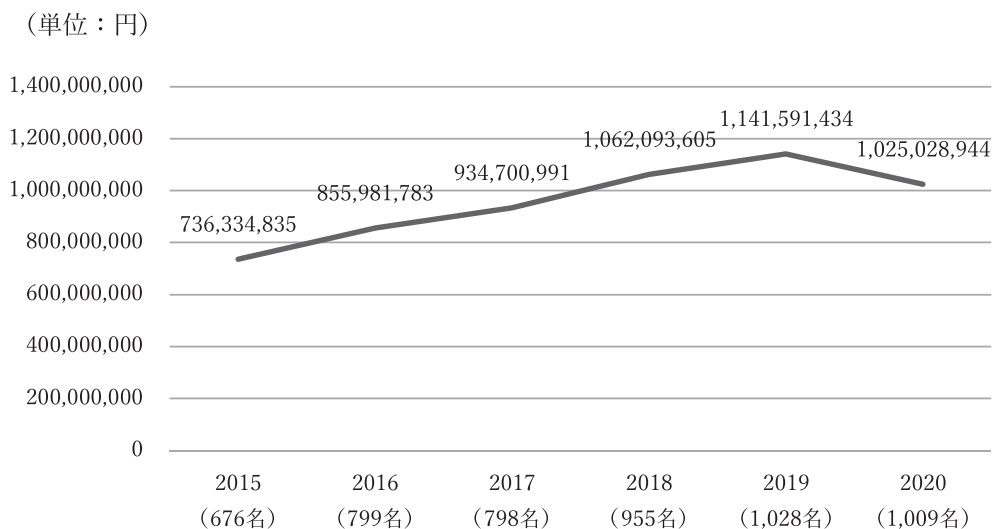
### 3-2 登録仲介人が関与したクラブ仲介人としての取引

一方、仲介人がクラブ仲介人として取引に関わった件数の推移を図6に示した。取引件数は年々増加していたが、2019年度に減少傾向が見られた。また、クラブ仲介人として取引を行う際の対象選手の多くが外国人選手であることも分かった。クラブから依頼される業務としては獲得を希望する選手およびその仲介人に対して交渉を行う「選手契約の交渉」と、その選手が所属するクラブとの「移籍合意に関する交渉」、またその「両方を行う業務」があり、全ての年度において「選手契約の合意」が依頼事項の中で最も多いクラブ仲介人の業務となっている(図7参照)。

### 3-3 登録選手が支払った仲介人報酬の合計金額

登録選手が仲介人に支払った仲介人報酬の合計金額は、図8が示す通り、年々増加しており、2018年度に10億円を超えたが、2020年度に減少した。増減については登録仲介人の選手仲介人との取引件数の推移と比例しており、増加の理由としてクラブ数の増加による選手数の増加がその理由であると思われる。また2020年度の減少については取引数の減少と同様に新型コロナウイルスが影響していると思われる。

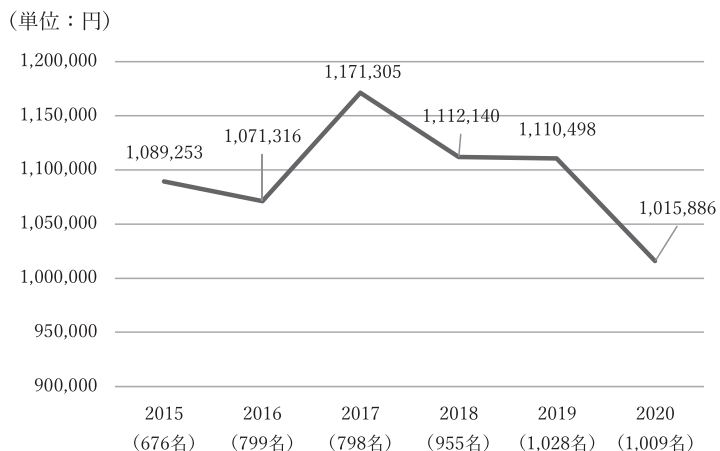
選手一人当たりが支払った仲介人報酬の平均金額は、2017年度をピークに減少傾向を示している(図9参照)。クラブ数の増加により選手数は増加したものの、一人あたりの仲介人への報酬の平均金額は減少しており、仲介人報酬の単価が下がったことが分かった。仲介人のリーグ別の取引数の推移(図10参照)を見てみるとJ3リーグ、ジャパンフットボールリーグ(以下、JFL)、地域リーグ所属の選手との取引件数は増加しているため、報酬の高くない下位リーグの選手の仲介人との取引件数が増加したことが影響していると思われる。仲介人規則の第9条に仲介人に支払われる手数料について、あくまで推奨事項であるが基本報酬額の3%を超えてはいけないと記されており、選手の基本報酬の増減が仲介人に支払われる報酬に大きく関与してくることになる。



出所) JFA ホームページに公表されている仲介人報酬に関する資料を基に筆者作成

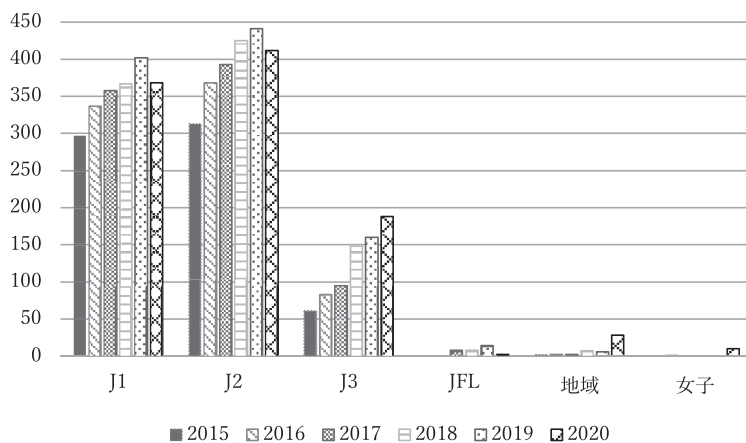
図8 選手(延べ数)が支払った仲介人報酬の合計金額の推移





出所) JFA ホームページに公表されている仲介人報酬に関する資料を基に筆者作成

図9 選手1人あたりが支払った仲介人報酬の平均金額の推移



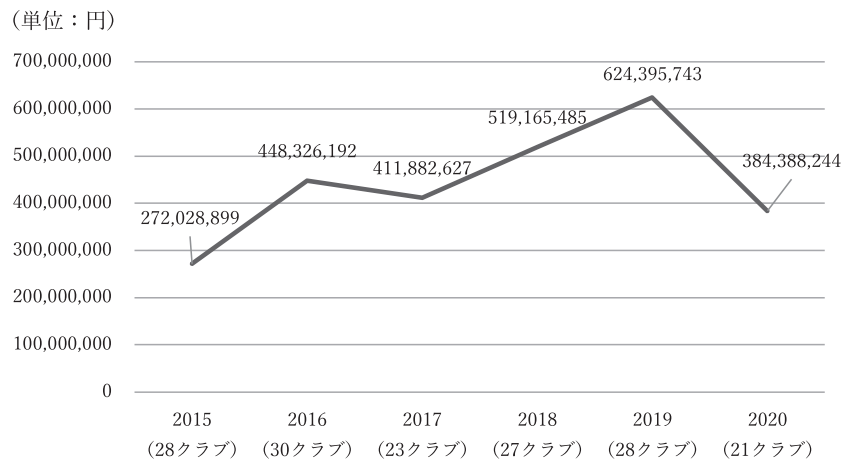
出所) JFA ホームページに公表されている仲介人の取引一覧を基に筆者作成

図10 リーグ別の選手仲介人の取引件数の推移

### 3-4 加盟クラブが支払った仲介人報酬の合計金額<sup>17)</sup>

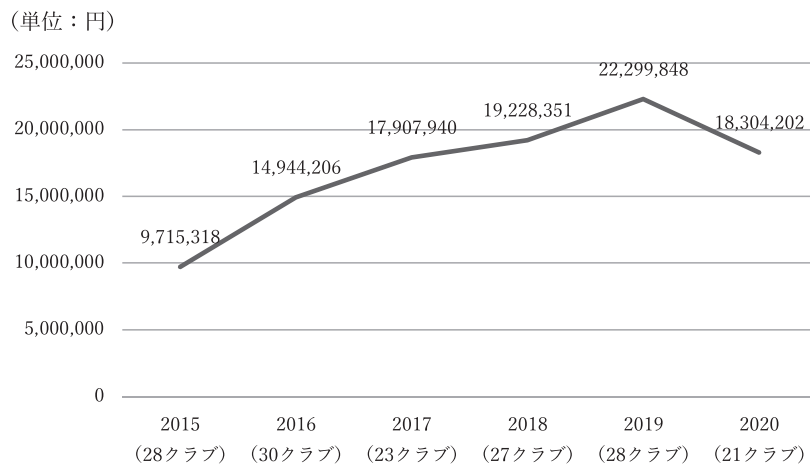
加盟クラブが支払った仲介人報酬の合計金額(図11参照)は2019年度までは増加傾向を示したが、2020年度に減少した。減少した理由については、取引数の減少、選手仲介人としての仲介人報酬の合計金額の減少の理由と同様に新型コロナウイルスの影響があったと考えられる。

一方、クラブとして仲介人に報酬を支払ったクラブ数は増えておらず、2016年が一番多く30クラブだったのに対し、最新の2020年度は21クラブと最低数を示している。図12が示す通り、一クラブあたりの支払った仲介人報酬については、クラブ数の増減はあったものの2019年度まで増加傾向を示していることが分かった。



出所) JFA ホームページに公表されている仲介人報酬に関する資料を基に筆者作成

図 11 加盟クラブが支払った仲介人報酬の合計金額の推移



出所) JFA ホームページに公表されている仲介人報酬に関する資料を基に筆者作成

図 12 加盟クラブが支払った仲介人報酬の平均金額の推移

## Ⅵ 日本における仲介人制度の今後の課題

2015年4月に仲介人制度の運用が開始された。現在では仲介人自体の登録人数が増加し、仲介人が関わる取引件数、仲介人の報酬も増加し、日本における仲介人市場も徐々に成長している。しかしスポーツビジネスの本場と言われるアメリカや欧州と比較するとその差は歴然であるといえる。2019年4月19日付のAFP通信によると「イングランドサッカー協会は4日、プレミアリーグの各クラブが代理人に支払った金額を発表し、リバプールFCにおいて約4,400万ポンド(約64億円)を費やし、リーグ全体の総額は前シーズンから25%増え2億6,100万ポンド(約381億円)になったことが分かった」と示しており、日本のクラブがこれまで加盟クラブが支払った仲介人報酬の合計額の最高額であった2019シーズンの

624,395,743円と比較しても、イングランドの単一クラブの約10分の1であることが分かる。今後、日本のサッカーがイングランドをはじめとした強豪国に追いつくためには活発な移籍や優秀な選手の獲得などもその要因の一つとなり、市場規模自体の発展が重要となってくる。その点では仲介人報酬の観点も市場規模を評価するための一つの要素と言えるだろう。

Jリーグの理念の中に「日本サッカーの水準向上及びサッカーの普及促進」がある。リーグがプロ化されたことで代表チームの強化にもつながり、ワールドカップに連続して出場するなど確実に水準向上につながった。現在では日本人選手の多くが欧州の強豪国でプレーし、現在の日本代表選手の多くが海外クラブ所属となっている。栗山(2013)は「より多くの日本人選手が、海外、特に、世界中から優秀な選手が集まる欧州リーグに所属し、プレーをすることが、日本人選手の技術向上につながり、ひいては、日本代表の強化にも資するものと考えられる。そして、欧州の中でも、特にレベルの高いリーグにより多数の日本人選手を送り込むことが、日本人選手のより一層の競技力向上の近道となるものと考えられよう。」と日本人選手のレベルアップおよび日本サッカーの競技力向上のために欧州移籍が重要であると示している。本研究ではJFAの公開資料を検証し、JFAに登録されている仲介人の実態について明らかにしたが、その項目には国際移籍に関する取引については対象となっていないため、国際移籍に関してどれだけの仲介人が関与したかは明らかになっていない。長澤(2021)はブンデスリーグを目指す日本人選手に必要な9つの要素の内の一つに「海外移籍における交渉は特に代理人が必要となってくる。歩みたいキャリアに応じて代理人の特徴を理解し信頼できる代理人を選択すること。」と代理人(=仲介人)の重要性を示している。さらにロベルト佃(2011)は「私たちは、選手の持ち味にもっとあったクラブを探し、もちろん選手が試合で活躍できるようなクラブを選んで交渉している。つまり、一番の目的は、選手が能力を最大限に伸ばせる環境を見つけることなのだ。」と示しており、仲介人の役割の重要性を明らかにしている。さらに「この仕事はライセンスを持っていれはばすぐに始められるというものでもなく、サッカー界におけるパイプ、人的コネクションがなければ実際に業務を始められないし、それに交渉能力は必要不可欠だ。」と旧制度であるFIFA選手代理人資格に加え、サッカー界における人脈、交渉力の重要性も示している。また「英語に関しては必須で、どこの国出身の代理人であっても基本的に皆話せると思う。クラブのフロントも、ほとんどの人が英語を話すことができる。だから、基本的には海外で仕事をする場合も、英語さえ完璧にできれば交渉ごととはできるし、代理人としての活動はほぼ大丈夫だろう。」と英語力の重要性も強調した。このことから選手の国際移籍において仲介人の役割は重要で、必要な能力も多岐に渡ることが分かった。選手が仲介人を選択する際、自分が仲介人と契約する目的を明確にして、その目的が達成できる仲介人を選択する必要がある。旧資格制度のようなライセンスの有無によって契約交渉や移籍合意に必要な知識や情報を持っていることが確認できるが、現仲介人制度では選手自体がその判断をすることは難しい。弁護士の小沼(2021)は「現在JFAでは仲介人制度を採用し、基本的に申請をした人は登録料と面接を受けて誰でも仲介人に登録できる制度になっています。その影響もあるのかもしれませんが、登録されている仲介人を介した移籍交渉におけるトラブルにあったという事例を多く見かけます。」と現制度によるトラブルがあったことも指摘している。

仲介人の存在は選手の移籍や契約に大きく関わるだけでなく、その移籍先の選定やアドバイスなどにより選手の成長にも大きな影響力があると言える。国内移籍だけでなく、国際移籍も活発に行われており、国際移籍の場合、日本国内から日本国外への国際移籍だけにとどまらず、欧州内で国際移籍が行われるケースも少なくない。国際移籍の場合、現地仲介人とのコネクション、語学を活かした交渉力、契約や移籍に関する規約規定などの知識に加え、その国におけるローカルルールも熟知する必要がある。そのため選手の移籍や契約が成立するための仲介人の役割は大変重要になってくる。クラブにとっての仲介人の影響力も大きく、クラブ仲介人として依頼し、獲得した選手の活躍により直接クラブの成績に関

与することになる。また、国内外を問わず移籍の際に発生する移籍金の有無やその金額によってクラブの経営にも大きな影響をもたらすことになる。

仲介人の存在は、選手の競技的側面に加え、選手、クラブの経済的側面に大きな影響を与えるため、今後の日本サッカーの市場としての成長にも大きく関与すると考えられる。これまで選手やクラブ、あるいはリーグの成長が日本サッカー全体の成長にとって重要と言われてきたが、仲介人が選手やクラブの多くの取引に関わる現状を鑑みると、仲介人も日本サッカーの成長にとって不可欠な存在となっていると言える。しかしながら、仲介人に関するトラブルも報告されているように、全ての仲介人が基本的な移籍や契約に関する知識を有し、的確な交渉が行われているとは限らない。FIFA 選手代理人制度があった時代でもトラブルは少なくなかったため、実際の事例の公開はないものの、ライセンスが不要になった仲介人制度では、さらに多くなっていることが予想される。仲介人を選択するのは選手とクラブであり、トラブルがあった際には仲介人を選択する側である選手、クラブが責任を負う制度となっている。今後、この仲介人制度が正しく運用され、日本サッカー界の発展につなげるためには、仲介人を選択する側の選手、クラブが仲介人の力量を見極め、目的に応じて適切な仲介人と契約することが重要であると考える。

## VII まとめ

本研究では、過去に運用されていたFIFA 選手代理人制度と新たに運用された仲介人制度の概要を整理し、さらに日本における仲介人制度の現状と今後の課題について考察したが、仲介人制度の現状においてはJFAの公開資料を整理するだけにとどまった。

今後、日本のサッカー界が発展していくためには、さらに多くの選手や監督などが欧州などの世界の舞台で活躍する必要があり、その移籍を手助けする仲介人の存在は欠かせないものとなっている。JFAの公開資料には日本人選手の国際移籍に関する仲介人の実績は取り扱っていないため、国際移籍に関する仲介人の取引実績の検証を行い、国際移籍に関する仲介人の関りについて検討していくことも今後の研究課題のひとつと言えるだろう。

## 注

- 1) 2021年9月28日現在のFIFA加盟国
- 2) 「日本サッカー協会認定選手エージェントが33名になる」JFAホームページ  
<https://www.jfa.jp/news/00004738/> (2021年9月28日閲覧)
- 3) 馬淵雄紀(2008)「FIFA 選手代理人に関する研究」『日本スポーツ法学会年報』第15号, 122-136ページ。
- 4) 「仲介人リスト」JFAホームページ  
[https://www.jfa.jp/documents/intermediary\\_list/](https://www.jfa.jp/documents/intermediary_list/) (2021年9月28日閲覧)
- 5) 前掲注3)
- 6) 「選手エージェント制度の廃止および仲介人制度の導入について」JFAホームページ  
<https://www.jfa.jp/news/00002330/> (2021年9月28日閲覧)
- 7) 「仲介人に関する規則」JFAホームページ  
<https://www.jfa.jp/documents/pdf/basic/br25.pdf> (2021年9月28日閲覧)
- 8) 米国大統領が、国家の安全保障を脅かすものと指定した国や法人、自然人などをSDN (Specially Designated Nationals and blocked Persons) リストとして公表すること。同リストに記載された制裁対象が米国内に保有する資産を凍結できること等について規定している。
- 9) プロ選手がプロ選手として契約の期間満了前に移籍する場合に、移籍先クラブから移籍元クラブに支払われる補償金のこと。移籍補償金の金額は、移籍元クラブと移籍先クラブの合意によって決定する。
- 10) JFAが規定する営利法人、財団法人、社団法人、NPO法人又は学校教育法第1条に定める学校(これに準じる団体

Mar. 2022

日本サッカーにおける仲介人制度の現状と課題

で本協会が認定したものを含む)により運営されるチームが、アマチュア選手がプロ選手として移籍(またはプロ選手への区分変更)の時点において請求権を持つ補償金のこと。トレーニング補償金は、選手が同人の12歳の年度から22歳の年度にアマチュアとして登録された各登録チームに設定された金額を支払われるもの。

- 11) FIFAが規定に定める23歳以下の選手が初めてプロ選手として国際移籍する場合に移籍先から支払われる補償金のこと。12歳～21歳までの間に所属したチームの在籍年数に応じて支払われる。アマチュア選手がプロ選手として国際移籍する場合だけでなく、23歳以下であればプロ選手であっても該当する。FIFAが国別にカテゴリと設定し、カテゴリに応じた金額を所属したチームに支払われるもの。
- 12) FIFAが規定に定める国際移籍をするような優秀な選手を育てたクラブ(12歳から23歳在籍チーム)が、その対価を得られる制度。選手が国際移籍をした場合に、移籍金の5%が連帯貢献金となる制度。12歳から15歳まで所属したクラブは1年当たり移籍金の0.25%、16歳から23歳までのクラブは0.5%を、移籍先に請求することができる。
- 13) 株式会社ジャパンスポーツプロモーション ホームページ  
<https://www.japansportspromotion.co.jp/agent/agent.html> (2021年9月28日閲覧)
- 14) 株式会社イマージェント ホームページ <http://i-magent.co.jp/>
- 15) スポーツコンサルティングジャパン株式会社 ホームページ  
<https://sportconsulting.jp/company/index.html> (2021年9月28日閲覧)
- 16) 「登録仲介人が関与した取引」JFA ホームページ  
[http://www.jfa.jp/football\\_family/intermediary/](http://www.jfa.jp/football_family/intermediary/) (2021年9月28日閲覧)
- 17) 合計金額の算出基準および為替レートは以下の日本サッカー協会ホームページに記載。(2015は為替の記載なし)
  - ・ [http://www.jfa.jp/documents/pdf/basic/intermediary/reward\\_2015.pdf](http://www.jfa.jp/documents/pdf/basic/intermediary/reward_2015.pdf)
  - ・ [http://www.jfa.jp/documents/pdf/basic/intermediary/reward\\_2016.pdf](http://www.jfa.jp/documents/pdf/basic/intermediary/reward_2016.pdf)
  - ・ [http://www.jfa.jp/documents/pdf/basic/intermediary/reward\\_2017.pdf](http://www.jfa.jp/documents/pdf/basic/intermediary/reward_2017.pdf)
  - ・ [http://www.jfa.jp/documents/pdf/basic/intermediary/reward\\_2018.pdf](http://www.jfa.jp/documents/pdf/basic/intermediary/reward_2018.pdf)
  - ・ [http://www.jfa.jp/documents/pdf/basic/intermediary/reward\\_2019.pdf](http://www.jfa.jp/documents/pdf/basic/intermediary/reward_2019.pdf)
  - ・ [http://www.jfa.jp/documents/pdf/basic/intermediary/reward\\_2020.pdf](http://www.jfa.jp/documents/pdf/basic/intermediary/reward_2020.pdf)

### 参考文献

- 阿部篤志(2000)『『日本における選手代理人の実態と課題』考察の視点—ヒアリング調査から—』『日本体育大学紀要』第29巻2号, 211-219ページ。
- 石堂典秀(2015)「アメリカにおけるスポーツ代理人規制—エージェント規制に関するメジャーリーグ選手会(MLBPA)規則を中心として」『中京ロイヤー』第1号, 1-16ページ。
- 升本喜郎(2001)「ショウ・ミー・ザ・マネー—アメリカのスポーツ・エージェントを巡る法的諸問題」ソニー・マガジズ, 22ページ。
- AFP BB News「プレミアの代理人手数料が明らかに、首位は64億円のリバプール」2019年4月5日掲載,  
<https://www.afpbb.com/articles/-/3219474> (2021年9月28日閲覧)
- 栗山貴行(2013)「Jリーグ選手を最終的にイングランド・プレミアリーグにステップアップさせるための最初の海外移籍に関する研究」早稲田大学修士学位論文。
- 週間サッカーダイジェスト(2012)「契約事務所別Players List」日本スポーツ企画出版社, 第32巻第48号通算1138号, 14ページ。
- 高井聡(2003)「第13章スポーツエージェントとプロ契約」原田宗彦編『スポーツ産業論入門第3版』杏林書院, 153ページ。
- 長澤和輝, 畔森洋平, 児玉ゆう子, 平田竹男(2019)「日本人プロサッカー選手が海外リーグ定着の要因—ドイツ・ブンデスリーガに在籍した選手の事例から—」『スポーツ産業学研究』31巻3号, 351-359ページ。
- 日経新聞電子版「サッカー、冷え込む移籍市場 欧州五大リーグ」2021年2月6日掲載,  
<https://www.nikkei.com/article/DGKKZO68899040V00C21A2UU8000/> (2021年9月28日閲覧)
- 日刊スポーツ電子版「コロナ禍の移籍市場、スペインクラブの動き大幅減少」2021年2月3日掲載,  
<https://www.nikkansports.com/soccer/world/column/fromspain/news/202102030000342.html> (2021年9月28日閲覧)
- 長谷川嘉宣(2018)「日米プロ野球の契約の謎」ポプラ新書。
- 弁護士法人中央法律事務所「サッカー選手の移籍交渉におけるトラブルについて」<https://chuo-lawoffice.com/blog/> (2021年9月28日閲覧)

- 馬淵雄紀 (2008) 「FIFA 選手代理人に関する研究」『日本スポーツ法学会年報』第15号, 122-136ページ。  
Miguel Cuesta, Jonathan Omar Sánchez, 木村浩嗣訳 (2015) 「サッカー代理人ジョルジュ・メンデス」ソル・メディア。  
武藤泰明 (2006) 「プロスポーツクラブのマネジメント—戦略の策定から実行まで」東洋経済新報社。  
ロベルト佃 (2011) 「サッカー代理人」日本文芸社。

(2021年11月19日掲載決定)